

令和7年第7回安平町議会臨時会会議録

令和7年11月28日（金曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和7年11月28日（金曜日）

2 招集の場所 安平町議会 議場

3 出席議員（9名）

議席番号

1番 工 藤 秀 一	2番 米 川 恵美子	3番 小笠原 直 治
4番 鳥 越 真由美	7番 三 浦 恵美子	9番 内 藤 圭 子
10番 高 山 正 人	11番 梅 森 敬 仁	12番 多 田 政 拓

4 欠席議員（1名）

8番 箱 崎 英 輔

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	及 川 秀一郎
教 育 長	井 内 聖
代表監査委員	小 川 誠 一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副 町 長 田 中 一 省

総務課

総務担当課長 岡 康 弘	情報担当課長 池 田 恵 司
政策推進課	

まちづくり担当課長 山 口 崇	企画財政担当課長 木 林 一 雄
-----------------	------------------

税務住民課

税務戸籍担当課長 奥 田 浩 司	生活環境担当課長 佐々木 智 紀
------------------	------------------

産業振興課

産業振興担当課長 森 池 和 哉	
------------------	--

建設課

土木公園担当課長 塩 谷 慎 翳	施設担当課長 伊 藤 富美雄
健康福祉課	

国保介護担当課長 阿 部 充 幸	健康福祉担当課長 小板橋 憲 仁
------------------	------------------

水道課

水道担当課長 谷 村 英 俊	下水道担当課長 佐々木 貴 之
住民サービス課 兼 商工観光課	

総合支所長 村 上 純 一	
---------------	--

- 7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者
教育委員会
社会教育担当次長 渡邊匡人 学校教育担当次長 佐々木 英生
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 石塚一哉 主幹 鈴木慎二
-

○ 議事日程

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		行政報告
日程第4	議案第1号	安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第2号	令和7年度安平町一般会計補正予算（第4号）について
日程第6	議案第3号	令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第7	議案第4号	令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第8	議案第5号	令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第3号）について

- 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ
- 会議録署名議員
議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原直治
9番	内藤圭子

会議の顛末

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 議長あいさつ

[議長起立]

○議長（多田政拓君） おはようございます。令和7年第7回安平町議会臨時会開催のご案内をしましたところ、議員各位並びに説明員の皆様方にご出席をいただきましたこと誠にご苦労様です。先の会議以降寒暖差の激しい気候になっていまして、体調維持に大変厳しい季節に入ってきたけれども。また、ここに来てインフルエンザが非常に蔓延しているということで、議員各位並びに説明員の皆様方も体調に留意されることをお願いします。また、マスク等着用しての審議も、必要な方はそれぞれ判断されてマスクを着用していただきたいと思います。

会議の前にご報告します。8番、箱崎議員から欠席の届出がありますのでご報告します。

それでは臨時会を開会します。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は9名です。定足数に達していますので、只今から令和7年第7回安平町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

3番 小笠原 直治 議員
9番 内藤 圭子 議員 を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 日程第3 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第3、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 皆さんおはようございます。行政報告1件ございますので、これから申し上げたいと思います。委託事業者による無車検車両の運行に関する対応についてです。令和7年第5回定例会において、学校部活動の地域移行に関する地域スポーツ・文化環境体制整備事業の受託事業者であるNPO法人アビースポーツクラブが、送迎用マイクロバスを車検有効期限切れの状態で運行していた事実を報告させていただいたところですが、その後の警察による捜査の結果、検察庁において本事案について不起訴処分とされたところです。本件につきましては不起訴処分の結果に関わらず、車検切れ状態で車両を運行していたことは受託事業者の管理体制及び確認手続きに重大な不備があったもので、児童生徒の安全確保及び公共サービスへの信頼を著しく損なうものであり、法令遵守の観点からも看過できない事案であることから、令和7年11月10日付けで当該法人に対し文書による厳重注意を行いました。今後におきましては法令遵守の徹底、体制整備と手続きの見直しなど受託事業者に対する契約履行管理と安全監督を一層強化し、本事業

の適切な執行に努めてまいります。以上、委託事業者による無車検車両の運行に関する対応についてご報告いたします。

○議長（多田政拓君） 町長の行政報告が終わりましたので、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

[梅森議員挙手]

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 11番梅森です。あってはならないことが起きましたと感じています。只今の行政報告を伺いましたけれども、私素直に思ったところが2点あります。これ一体、眞の責任者は誰なのかなど。組織に対して厳重注意を行ったと言いますが、どういう注意指導をしたのかなというのが腑に落ちない点で、説明が不足だと思います。例えば運行に対してはいろいろ役割があると思います。安全運転管理者がちゃんと設置されているのか、もしくは運行管理者がきちんと管理していたのか。日々の車両点検等を実施していたのかなど、一つ一つのことを確認しなければいけないのではないかと。運転実行者一人の責任ではなくて組織的な体質ではないですか。その原因をきちんと確かめなければ次に進めないと思うのです。それがまず第1点ですね。眞の責任者は一体誰なんですかと理事者側が考えているのか。

2点目については、当然今後改正しなければいけないと。より良い方向に導いていくんですよっていう話ですが、ヒューマンエラーは必ず起きるのです。断言しますけど。やっていると思ったとか、やるべきだったというのはいつも聞こえることで、より一層強化しますっていうのも言葉としては非常にいい言葉なのですが。では、実際にこのヒューマンエラーが起きないように具体的にどういうことを改正する、改善していくという指導をしたのか。その2点についてお話をいただきたいと思います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 今回の件で教育委員会の方から、当然だとは思いますが法令遵守に則って、今回の事案でいくと点検整備それらを即時総点検し適法状態を常に保つことが1点。

それから体制整備と手続きの見直しということで、車検・保険等の管理台帳といったものも整備し、また体制の整備について強くお願いしているところです。今回の件については、受託事業者の方から事務局職員が属人的に、その個人的というか事務局職員一人に任せていたところも、そういう気持ち

ではないのでしょうかけれども結果的にそういうところが落ち度になってこのような事態になったと考えていますので、管理体制の整備で受託事業者の方でも総括責任者それから管理責任者等々管理体制、人員等配置してその整備をするということでご報告を受けているのと、今後取引業者、こちらの方にもご協力いただきまして、今回のような事態が起きないようにその体制について整備したとのご報告はすでに受けているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足させていただきます。このアビースポーツクラブについては部活動の地域移行のみならず、少年団だったりそれ以外の受け皿として今頑張っていただいている法人でして。処分の関係については、クラブの理事長がそういった形の対応の結果についてご報告いただいていますし。具体的なことでいきますと、統括責任者をただ置いたというだけではなく、先ほど梅森議員がおっしゃられた全体管理、最終決裁は総括責任者を明確に今回から置かせていただいた。また、クラブマネージャーということで、管理の責任者ということで外部対応の保険だったり、行政に対する対応だったり、運行スケジュールの管理だったり、運転手の手配、利用者の管理といったものを統括責任者と管理責任者の役割を明確化しています。また、車輌の不備も車検だけでなく考えられますので整備点検管理者、これは担当スタッフになりますが車輌状態の定期的な確認、整備履歴の管理、故障対応といったところ。さらにはその車輌を運転する運転者、こちらについては登録の運転者になろうかと思いますが、その運転者に対する安全運転の徹底、車輌内の清掃だったり点検、その運行前、運行後といったところを明確に管理体制として整備をしていただくことにして、その明確化、目的も含めて整理していただきました。

また、業務委託先の取引業者の明記も行っていまして、例えば車輌整備点検についての委託業者、追分タイヤ商会の方に行っていくことも連絡先、また契約内容等々も明記しながら整備していくことにしていますし、任意保険の契約についても同様な形で明確化しています。

また、運行時の基本ルールも詳細にありますが、先ほど申し上げたような運行前後の点検だったり、車輌内の消化器、緊急セットといった常備の確認だったり、今回大きな問題になったことに関連する法定点検、3か月に1回必ず記録簿に記載するであったり等々、まだ詳細にありますが、そういうことを明確化していただきながら、また具体的にそこが情報化社会において車検、自賠責、任意保険の任期満了日を今G o o g l e カレンダーの中で一元管理をしながら、事務局の全員がいつでも確認するといった仕組みも導入していくと。そしてチェックリストだったり先ほど申し上げたことも仕組

みとして新しく設置して、ただ注意して終わりではなく、そういったところを再発防止に向けて徹底していくということで11月10日に厳重注意をし、そして11月14日から運行を再開しているということです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんでしょうか。

○11番（梅森敬仁君） 質問に答えてもらってないと思います。よろしいですか。

[梅森議員挙手]

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 申し訳ありません。1回っていうのはわかるのですが確認程度のということも理解しているつもりです。

注意してくれるのはいいのですが、私が確認したかったのは安全運転管理者がちゃんといるはずですよね。先ほど次長の答弁では事務局員一人に全て任せていたという、この職員これ安全運転管理者なんですか。そのところはっきりしないと。運行責任者って必ずいなければいけないので。安全運転管理者は設置しているでしょ。マイクロバス持っているんだから、1台でも。そのところはっきりしないと責任体制はっきりしないじゃないですか。安全運転管理者の責任は大きいと思いますよ。

それと今後の改正点・改善点は具体的にどう指示したのですかというので、例えば運行前日誌を車両に備え付けて必ずチェックするように指導したとかっていうことがないと、これまた同じヒューマンエラー起きますよ。より一層注意してくださいって、指導したんだって、それ指導じゃないじゃないですか。具体的に今後の改善点はどういうことを指示したのですか。その2つ、申し訳ないけれどもはっきりさせてください。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 安全運転管理者の任命については、そこを確認していましたので。後日、改めてご報告させていただきたいと思います。

○11番（梅森敬仁君） 今回のポイントですよ。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） はい。申し訳ありません。

こちらからの注意については梅森議員からお話があったとおり、そもそもの日誌から始まりまして、その日誌をつけることによって運転者から始まり、町長からお話もあったとおり、管理者・総括責任者等々チェックしていくという管理体制を明確にすることを、いろいろお話をさせていただいたのですが、当然のことながらやるべきこと、そういう点検・チェックというものを徹底するように注意はさせていただいている。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[高山議員挙手]

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） お伺いしたいのですが、この法人に対して文書による厳重注意ということになっています。厳重注意というのは、文書でただ気をつけなさいという書面なのか、中身についてどう書いてあるのかわかりませんが。通常こういう方がそのような厳重注意を受けた場合は、行政側と次契約を結ぶ段階でこういったことの事例のある組織に対しては普通に何もなかった業者との、よその法人との違い、出し方はあるのかないのか。ただ文書で出したからこれで終わりで、普通はこれ以上のことはないですよって、ただ注意をしましたからっていう結論に達するのか。そうでなければ、これは次何かをしていただくというような事業を行って業者として入っていたらのであれば、そこに対する基準は何も無い方よりは違うんですけど同じなんですっていう、この縛りの違いの説明をいただかないと。結果的に文書で渡しただけで終わりという話の軽いものなのか。これがやることによってこれはとても大変、後々次事業を広げていこうとした時にはこれ一つ注意がかけられたのでハンデを背負わなければいけないとなるのか。その辺について伺います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 今回のことを受け、検察庁においては不起訴処分ではありますが、行政報告においても報告させていただいたとおり、今回の事案についてはその法令等に関わらず重大な事態だと認識しています。このことを受けて、結果的には厳重注意ではありますが、これまでの経緯等を含めて、それから検察庁の結果を受けて庁舎内でどういった処分が必要なのか、必要ないのかも検討していただいています。

その結果、今後のことも含めてその処分は一般的な業者であれば、例えば入札の指名停止といった処分があるかと思いますが、今回についてはそこには至らないという検討結果になっています。

ただ、繰り返しになりますが、重大な事態ということに教育委員会として受け止めていますので、ここについては文書におけるところは厳重注意の、言ってみれば一枚の紙ではありますが、事態としてはこちらも何度か梅森議員からお話をありましたとおり、今後の体制含めてどのような体制をしていくかという話は何度かさせていただいて、この文書による厳重注意に至った

経過になっています。

〔木林企画財政担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 入札・契約の関係で、私の方ですので私の方から詳細を申し上げさせていただきたいと思います。

教育委員会の方から注意を促す前に、契約の方で指名停止の関係を一応確認しています。指名停止の関係はご承知のとおり指名停止の措置要綱がありますし、指名停止の後、運用についてということでルールを記載しています。中身を簡単に申し上げますと、法令に違反し有資格者である法人それから個人、有資格者の役員もしくはその使用人が逮捕された場合、または行政処分がなされた場合で、その行為・事実等が社会的に著しく非難を受けるものであると認められる場合は1か月の指名停止というルールがあります。今回の事情聴取を受けたのは個人であって団体は事情聴取もありませんし、個人は不起訴処分になりましたので、この指名措置要綱については該当しないという判断をしていますので、今回の件は契約担当サイドとしては指名停止の関係については該当しないという認識です。

次回以降ですが、指名停止の関係には該当しませんし、現行のルールの中では次にその影響を受けるような規定はありませんので、今のところは通常どおり、また入札に参加できるのではないかという考えです。契約担当からは以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ、これで行政報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、議案第1号 安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

安平町長 及川 秀一郎

（提案理由）

8月7日付け人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が国会に提案されることに鑑み、安平町職員の給料月額、期末・勤勉手当の支給率及び通勤手当の支給額の引上げ等所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

次ページ以降は条例改正文と新旧対照表となります。月額給料表の全部改正などが続きますため、今回の改正の概要をまとめた当日配布資料によりご説明いたします。

本日お配りした3ページにわたる当日配布資料をご参照ください。まず、今回の条例改正は提案理由でも申し上げましたとおり、本年8月7日付けで発出された人事院勧告に基づき、11月11日付で国家公務員の給与改定を行うことが閣議決定され、現在開会中の臨時国会において一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が提案される見込みであることに鑑み、安平町職員の給料月額、期末・勤勉手当の支給率等の引上げ等所要の改正を行うものです。

改正対象条例は①安平町職員の給与に関する条例、②安平町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、③安平町長等の給与等に関する条例の3条例となります。なお、今回の給与改定には会計年度任用職員も含まれますが、安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、給料表や支給方法など町職員給与条例を準用しているため自動的に改定されることから、当該会計年度任用職員に関する条例の改正はございません。

次に改正内容となります。今回の条例改正では令和7年4月1日まで遡り適用となる部分と、令和8年4月1日から施行となる改正部分の2つに大き

く分かれます。前者を「改正条例第1条」と、後者は「改正条例第2条」と呼称し説明いたします。初めに1. 改正条例第1条の内容であります。（1）月額給料表の改定について、こちらは本年4月1日まで遡及適用となるもので、昨年と同様、採用市場での競争力向上のため公務員の初任給の大幅な引上げを行うとともに、民間企業のベースアップを背景に全ての職員を対象とした給料表の上昇改定も行われています。下に実例として大卒初任給、高卒初任給のそれぞれの改定前・改定後の給料月額を掲載しましたが、昨年の約12%の上昇には及びませんが5～6%台の上昇率となっています。また、この給与表改定によって会計年度任用職員の給与についても、月額で1万2000から1万2300円のベースアップとなります。

次に（2）の期末・勤勉手当の支給率の改定となります。現在、町職員の期末・勤勉手当の支給率は年間で合計4.6月分となっていますが、民間企業の現状に鑑み、その支給率を0.05月分引き上げ4.65月分に改定するものです。こちら昨年と同様、本年6月に支給された期末・勤勉手当の支給率は変えずに、来月支給される12月分の期末・勤勉手当の支給率に上乗せをするもので、期末手当分は1.25月を1.275月と0.025月分引き上げる、また勤勉手当分は1.05月を1.075月と、同じく0.025月分引き上げるもので、合計で0.05月分引き上がるようになるよう改正するものです。再任用職員については同じく12月の期末・勤勉手当にて0.05月分引き上げを行い、年間で現行の2.4月を2.45月とするものです。なお、令和7年度分は12月の期末・勤勉手当のみで支給率を調整いたしましたが、令和8年度は6月と12月の双方の支給で同率の割合となるよう調整したもので、この後の改正条例第2条で説明いたします。

次の2ページです。通勤手当の改定ですが、自動車等を使用する通勤手当は、表に表しましたとおり5kmごとの距離区分により手当額を定めています。民間の支給状況等を踏まえ200円から7100円までの幅で引上げ改定を行うもので、令和7年4月に遡及して実施するものです。詳細については資料のとおりとなります。

次に（4）のその他です、今回の国の法律改正では宿直手当の金額改定が行われているため、同様の規定がある当町の条例においても同様に改正を行いますが、現在当町では職員の当直を行っていませんので適用となる職員がないことから説明は省略させていただきます。

次に改正条例第2条の内容です。こちらは令和8年4月1日からの施行分となります。 （1）で申し上げた12月期末・勤勉手当に偏らせて支給した分を令和8年度は6月と12月に均等となるよう改定を行うものです。

次に3の附則による条例改正ですが、町議会議員及び町長・副町長及び教育長の特別職に対する期末手当の支給率の改定となります。こちら双方とも町職員の期末・勤勉手当の支給率の合計が期末手当と称されているもので、町職員同様、本年12月の期末手当支給率を0.05月分引き上げ、年間で4.65月分に改定し、更に一般職員と同様に令和8年度6月分、12月分のそれぞれが2.35

月分の支給率となるよう附則第5項から附則第8項で改正しています。

次のページをお開きください。今回の給与条例改正に伴う影響額についてですが、町の正規職員を対象とし今回の改正条例第1条の規定によって令和7年度分の支給額としてどの程度増額するかをお示しした資料となっています。今回の人事院勧告内容で全体の影響額は3078万4000円の増となります。なお、この後ご審議いただく補正予算につきましては、この増額の影響分の追加はありますが、年度内の職員変動に伴う不用額整理も合わせて予算計上していることから、増額分と減額分が相殺されるため補正額とは同額とならないことをご承知おきください。

次に5の（1）の施行期日ですが、安平町職員の給与制度は、当町には独自の人事委員会が無いため情勢適用の原則並びに均衡の原則に基づき、国家公務員の給与改定に伴って町条例改正を行うのが原則です。現在、国家公務員の給与法改正案が国会でこれから審議となりますことから、当該法案の可決・成立に併せた改正条例を施行させる必要があるため、条例の施行日を規則に委任させていただいています。

また、（2）の条例の適用については、改正条例第1条のうち月額給料表、通勤手当等の改正規定は令和7年4月1日からの遡及適用とするもの。また改正条例第1条のうち期末・勤勉手当の改正並びに附則第5項及び附則第7項の改正規定は、12月の期末・勤勉手当ならびに議会議員・町長等の期末手当の支給日の関係がありますので令和7年12月1日の適用。改正条例第2条及び附則第6項及び附則第8項の適用は令和8年4月1日からの適用となるよう規定しています。

最後に町議会議員並びに町長・副町長及び教育長に係る期末手当支給率の改定は、従来どおり職員の改定に連動するものと整理していますので、本条例改定の附則で一括改定させていただいております。

以上、当日配布資料による条例改定内容のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願ひいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今、総務担当課長から引上げを含めて縷々説明がありまして、大変わかりやすくなっていますので。私ちょっと聞きたいのは、国家公務員法で決められている期末手当、勤勉手当の加算措置ができるということになっています。それでこの加算措置について、安平町においてはどのように加算措置をされているのか。具体的に何級からなっていて、当該する

職員は何名になるのかということについてお知らせください。

[岡総務担当課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） ご質問いただきましたのは期末・勤勉手当の役職加算のことかと存じ上げます。当町の条例では、まず上限15%までということで規定していまして、その詳細については規則で定めるとさせていただいている。

当町におきましては主査職、要するに3級職ですね。3級が主査で4級が主幹、5級が課長補佐、6級・7級が課長職となります。役職加算についてはまず3級職の主査職が5%。残り4級・5級・6級の職員は加算が10%となっていまして、条例では15%まで認めていますが当町の場合は10%までとしています。人数については申し訳ありません、すぐお調べしますので補正予算の審議の後でお知らせさせていただきたいと思いますが、お許しいただければと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今更ではありませんが、確認しておきたいことがあって。なぜ加算措置を国はしなければならなかつたのかということです。これは一自治体が決めることではなくて、国の法律の中によろしいですよ。それぞれの自治体の能力がある限り25%ぐらいかなと思って、ちょっとわかりませんが、国は上限があると思うのですが。私が確認したいのは、この加算措置は、職務の複雑さや責任の度合い度が高い職員に対してより適切に報いることを目的としている。いわゆる職員のモチベーションを図っていくということと、それなりに民間との給与の格差も含めた是正の中身もあるだろうということですから。ここを認識が一致できますね。

何を言いたいかというと、このことをしっかりと職員に対して、なぜ加算措置がされているのかと、恐らく町民の方はわかりませんよ。総体的に今総務課長が言ったように。総額の3級、5%掛けた分がプラス貰えるってことでしょ。総額の2.なんばの分の5%という形の認識によろしいでしょ。例えば60万手当貰つたら10%だったら6万、5%なら半分だから5万という、そういう形でいいんでしょ。そうですね。

○総務担当課長（岡康弘君） 計算式はちょっと若干違いますけれども。

○3番（小笠原直治君） いや、単純に言えば。その給料に5%上げるのではなくて払った分で上げるという。民間はボーナスプラスアルファって形の中でありますので。そういう認識でもって、私は職員にしっかりとこういうこと

があるから安平町としては職員の皆さん頑張ってくださいよということですから、このことについては十分職員に承知をしていただきたいし、町民の方もこれだけ貰っていますよということもしっかりと知らしめていくことも大事だらうと思います。

私はこのパーセンテージ、6月の安平町の職員定員管理数及び人事行政の運営状況の公布がされていますね。ネットで見てますけれども、5%が10%って出ていましたので。私はそれを今後もうちょっと職員のモチベーションを上げるにはパーセンテージを上げてもいいのではないかなと思っているのですよ。財源が許される限り。その意味で、従来これ何年これが続いているのかわかりませんけれども、パーセントの時期も見直しについても考え方が必要ではないかと思いますが、その点いかがですか。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この期末勤勉手当の役職加算、ちょうど旧町の追分町時代に自分は総務課で給与担当していた時まさしくこういった制度が導入検討された経過が。当然それぞれの役職の職責に応じて今言われたモチベーションの維持も含まれているかもしれませんけれども、そういう経過がありました。ちょうど20年前に合併協議をやっていた最中に財政の抑制が合併の協議の中心の議論になっていましたので15%という役職加算を使わないで、10%を上限にしながらそれぞれの職責に応じた形でやっていますので、他の全道の市町村を調べると15%を使っている自治体も多数ありますので、今ご指摘いただいたところ、安平町も合併して20年経つわけですので、殊更合併しなかった選択をした町と安平町は今どうなのかと比較すると何ら遜色ない、さらに新しいまちづくりもどんどんやっていますので。これは特別職、議員の皆様方に対しても他の町は全部適用されているのに安平町はされていないという、ここも見直ししたいというのは兼ねてから思っていますので。そういうところも含めながら私としては何とか職員のモチベーションの維持を今ご提言いただきましたので、見直しの検討も引き続き考えていきたいと思っています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今町長の方から言わしたことについては職員に対してについて私は理解しますけれども、私は特別職についての加算措置については断固反対します。これ特別職、地方公務員法は適用されませんのでね。職員が上がったからって特別職である議員が加算措置されるなんてことには

自動的になるものではありませんから。それはしっかりとした町民あるいは議会の中で議論して、本当に貰っていいのかを含めてありますから。そこは簡単に職員と同様にはならないってことだけ町長に言っておきたいと。我々特別職は地方公務員法には適用されない、地方公務員法第4条にありますから。その意味を踏まえながらしっかりとした慎重な形で進めていただきたいと思うし、私個人としては私は貰うものではないと。加算額を貰うものではないと思っていますので、よろしく慎重な検討をお願いします。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 資料の3ページ目に記載がある、5の（2）ですが、通勤手当等は4月1日までの遡及で行うとなっているのですが、勤勉手当に関しては12月1日からの適用ということで。この遡及で手当される部分とそうではない部分の違いをお願いします。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） こちら法制的なテクニックになりますのでちょっとわかりづらいかも知れないですが、まずは給料表が全て改定になります。これでいくと先ほども冒頭で申し上げたのですが、会計年度任用職員さんの部分でお一人につき月額で1万2000円程度増額になると。これは4月1日までまず遡ります。その4月1日から、例えば12月1日までの間にボーナスの6月の期末・勤勉手当があります。その算定基礎も遡及しているので変わると。ただ支給率は先ほど繰々申し上げたとおり4.65のうちの0.05上げる部分は12月の期末勤勉手当でしか適用させないので、6月について差額分は適用になりますが支給率は改正をしていません。なので今回12月1日分の適用については、12月の期末・勤勉手当を0.05月分上げるためだけの付則というか適用の条文になっていまして、そこで書き分けたものです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 先ほど小笠原議員から答弁漏れしていました加算

の職員数ですが、現在当町の職員142名いますが加算の対象となる職員、若干違うかもしれません、今手元にある資料でいくと主査以上の職員として115名が適用になっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第5、議案第2号 令和7年度安平町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第2号朗読

議案第2号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第4号）について

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

安平町長 及川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和 7 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧願います。

議案第 2 号

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度安平町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,702 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,788,075, 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

安平町長 及川 秀一郎

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 4 号）について提案説明いたします。今補正につきましては、只今議案第 1 号で議決を頂きました安平町職員の給与に関する条例等の一部改正による補正などです。

それでは歳出から説明いたします。6 ページをお開き下さい。

1 款議会費は条例改正などによる、会計年度任用職員分の人事費等の補正です。

7 ページにまたがる 2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、条例改正などによる会計年度任用職員分の人事費の補正で、18 節社会保険協会年会費は令和 7 年度で脱退のため減額するものです。8 ページ、3 目出納管理費から 10 ページ、5 項 1 目統計調査総務費までは条例改正などによる会計年度任用職員及

び地域おこし協力隊、集落支援員の人事費の補正、未着任期間分の減額等です。

3款民生費1項1目社会福祉総務費（1）社会福祉事務経費は、条例改正などによる地域おこし協力隊の人事費の補正及び未着任期間などの減額で、

（2）社会福祉団体等補助金は、条例改正などによる人事費の増により補助金が増額となっています。11ページ、11目介護支援費（1）介護保険事業特別会計繰出金は、一般会計と同様で条例改正などによる介護事業特別会計職員の人事費の補正などによる繰出金の補正で、（2）地域おこし協力隊活用事業は、条例改正などによる地域おこし協力隊の人事費の補正及び未着任期間分の減額です。12ページにまたがる2項1目児童福祉総務費から19ページ、10款教育費6項4目学校給食費までは、いずれも条例改正などによる会計年度任用職員及び地域おこし協力隊、集落支援員の人事費の補正、未着任期間分の減額などです。

20ページにまたがる12款給与費2節は条例改正による差額による増額で、3節職員手当等、期末手当・勤勉手当は支給月数改定に伴う増額など、時間外勤務手当は条例改正による差額分の増額等で、管理職員特別手当は冬期間の災害対応に備えた増額、4節は支払完了に伴う執行残の減額です。18節市町村職員退職手当組合負担金は条例改正による差額による増額で、社会保険協会年会費は先ほど説明のとおり令和7年度で脱退のため減額するものです。

引き続き歳入の説明をさせて頂きますので、5ページをお開きください。20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整です。

以上、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ170万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8807万5000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は歳出からページごとに行います。6ページをお開きください。まず、6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7、8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ11、12ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ13、14ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ15、16ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ17、18ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ19、20ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。
5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は地域おこし協力隊員等の募集をしても来なかつたという現状の中で補正をしているという、今副町長から説明がありまして。ちょっと考えてみたら、何か影響があったのだろうかと。来なくても。その事業が進まなかつたのか。影響度があつたのか。別に影響度無かつたとするならば、いてもいなくても同じだったのかとなりますね。結果的に。簡単にお金だけ落としていますけれども。しかし、当初予算の中で地域おこし協力隊の方を募集含めてその中で行政を行っていくという予算も付けて議会が

承認をしてきたという経過の中で、残念ながら来なくて減らしましたとなつた時に、我々が当初の予算で議論してきた経緯は何だったのかということが理事者側も我々も問われる一つの課題かなと思っているのです。

結局そうは言っても募集しても来なかつたんだから、しようがないのではないかっていうことはわからないわけではありませんよ。でも私はそうではなくて。これによってどのような影響等含めて出たのかってことについて、今日ではなくてもいいですが、次の議会あるいは中で結果こうなつたという形のなかで影響度を含めて、進捗度含めて説明をしていただきたいと思いますがいかがですか。

[山口まちづくり担当課長挙手]

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 只今、補正予算の中で説明しました未着任の部分の成果の趣旨だったのかなと認識しています。その部分についてお答えしますと、協力隊については令和7年度においては最大で26名が活動している状況になっています。今回、未着任になっている部分、特に協力隊は当町におけるマンパワー不足を補つていただいて、さらにそこで積極的な活動を展開してくださっている存在というふうに担当課としては認識していますが、未着任になった部分で言いますと、例えば地域安心協力隊員ということでこちらは企業経営強化型の部分で福祉法人富門華様から人員不足に対して協力隊を活用したいと募集を開始していました。もう一つも介護を支え隊、こちらについても富門華様の方からこうした募集はほしいということで募集を当初予算枠を見ながら実施していました。もう1名、未着任になっている部分は地域事業後継者。こちらは事業承継を前提として創業・事業承継を受けたいところの、具体的に言いますと佐藤菓子舗が事業後継者を探していました、そちらの募集を上げていたところになっています。

こちら3つの協力隊員においては特に難易度が高く、現状においても人材不足等だった部分を協力隊という制度の枠を使って少しでも可能性の選択肢を広げている取り組みの部分でして。この部分、募集の部分の仕方、努力不足もしっかりとこの後、評価・検討して答えられるように準備していきたいと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 山口課長、私そんなことを聞いているのではないです。ではなくて、やつた以上これによって来なかつたことにより、やっぱり一つのやろうとした目的には落ちましたねということを聞いているのです。

その来なかつたことが言い訳ではなくて、当初予算の中で入れてやろうと我々議会に提案してきてこの形でやってきたことができなかつたってことだけしっかりと受け止めてほしいということ。だから来ないのが山口課長の責任だとかは言いませんよ。そうではなくて、きちんとしたことに対して決めた中で来なかつたことを含めて、ということは率直に愚直にやろうとしたことができなかつたという反省として捉えていくというふうに説明していかなかつたら。いつも課長はそう思っていませんけれども、いとも簡単に来ませんでした、なかなか全国的に協力隊がいないんですって。中身はわかりますが、そうではなくてそのことによって安平町に影響が出たということだけはしっかりと認識してほしいということを私は言っているだけです。

○議長（多田政拓君） 答弁は必要ですか。

○3番（小笠原直治君） いいえ。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私も今の関連なのですが。未着任の部分を今補正、このタイミングで今補正で補正された要因と、欠落したこの部分に関して今後も地域おこし協力隊を募集することによって補填しようとするのか、その他の方策が今の時点であるのかどうかの2点を伺います。

[山口まちづくり担当課長挙手]

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） この時点で補正をしようとしていた一つの要因の部分としては、例えば先ほど説明しました富門華会から要望がありました地域安心協力隊員については、どうしても予算編成で企業の方から要望があった部分と、その後実際募集をしながら動き出していた時に、実際に手応えがあったりとかその後その人員についてはもう少し慎重に考えていきたいという部分もありますと、年度途中で取り下げているというケースも一つあります。こうしたケースバイケースの予算編成期に積算した部分と、実際募集を開始した中で企業側の経営判断が一つ動いて途中で取り下げるケースが一つ要因となっています。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 答弁漏れありましたか。はい。

○7番（三浦恵美子君） 2点目の質問に対して、何かあるのか。地域おこし協力隊で今後もやっていかれるのか、その他の方法を考えているのかということをお伺いしたかったのですが。

[山口まちづくり担当課長挙手]

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 未着任の方の場合だと、毎年実施計画の段階でもその部分、まず取りまとめの段階で要望を受けたりとか各担当の方から要望を受けまして来年度どうしていくかを揉むような状況になっています。時点・時点で各課で判断するケースもありますが、現状としてはまず予算編成期にしっかり実施計画の中で揉みながら次の募集するかしないかを検討すると。もう一つについては、途中退任したい場合についてはその後の取り扱いについては、また都度協議という現状で取り扱いをしています。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） この人材不足などに関する募集を地域おこし協力隊以外でも募集の方法を考えるのかどうかの点についてをお伺いしたかったのですが。この欠落した部分の事業に関して影響が出ているわけですから。これを引き続き同じ方法だけでやっていると、来年度以降も影響が出続けるかもしれないということでお伺いしているのですが。方策が今のところないと言われればそれで結構なのですが、伺います。

[山口まちづくり担当課長挙手]

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 協力隊員、名簿でお配りしたとおりいろいろなケースがあるのですが。一つ例えればNPO法人の事業をサポートしながら新しい事業を立ち上げて、そこに定着しようという動きのものがあつたりしますと、その動きについては事業が成り立たなかつたりして、また当初予定していたNPO法人の方がその後そこの事業展開をどうしていこうかという整理があつたりして、そこは一つの判断になります。

地域公共交通の観点で言いますと、お出かけ推進員という形でドライバーを2名確保している状況ですが。こちらについても現状としては退任任期後はハイヤー事業者で雇用していただく選択肢とか、個人ハイヤーとしてやつていただくとか、そうした幅を持った運用をしている状況になっていました。その一つ選択肢を持った上で、その来た方に応じてその後の事業展開が

どうなっていくかがありますので。ここは都度、隊員一人一人また事業者と向き合いながら判断している状況が現状となっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町の活性化のために、商工業の振興のために地域おこし協力隊が入っているということをすごく私は期待していたのですが。地域おこし協力隊の未着任が5人もなっている中の4番目と5番目は商工関係だと思うのですが。これはどういうことを期待して地域協力隊の募集をしたのか。そして未着任によって、どんな影響があったのかを伺います。

商工振興事業経費の中の地域おこし協力隊員と、観光事業経費の中の地域おこし協力隊のここも2か所未着任なんですね。どういうことを期待して地域おこし協力隊員を募集したのか。未着任によってどんな影響があったのか具体的に伺います。

[村上総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） まず商工振興事業経費の地域おこし協力隊の関係ですが、こちらの経費の中に地域おこし協力隊2名分の予算がありますが、1名は本年9月8日で任期満了になった地域おこし協力隊。こちらはもう任期満了ですので、4月から9月までの人勧によるアップ分があります。それからもう1人は事業承継で、協議が整えばその事業承継に向けて地域おこし協力隊として着任して任期終了後にはその事業を継いでいくという予定で募集していました。こちらが今のところ未着任ということになっていまして。その影響というと事業承継が、相手がいませんのでその分伸びていくことが影響として考えられます。ただ、佐藤菓子舗の件ですが。こちらは何か面談をしてめぼしい方は現在います。その方は現在まだ仕事をしていますので、こちらの調整が整えば安平町の方へ入ってきて事業承継に向けて準備を進めていくというお話を聞いています。というのが商工振興事業経費ですね。

それから観光事業経費の方ですが、こちらは回遊交流担当の地域おこし協力隊員となっていまして、こちらは今回募集をかけたら応募がありますが、12月1日付で着任することになっています。ですので11月までの未着任期間分の減額となっています。ただ、繁忙期に人員が不足していたものですから、観光協会事務局の職員結構忙しく、その中でも影響を最小限に留めるよ

うに皆で我々も協力しながら事業を行っていました。1人着任することになりましたので、すぐにというわけにはいかないかもしれません、今後慣れていただければ事業の充実が図られるだろうと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑を終わり、次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第6、議案第3号 令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 議案第3号朗読

議案第3号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

安平町長 及川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第3号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,120,065千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

安平町長 及川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。はじめに歳出からご説明します。8ページをお開きください。

9ページにわたる1款総務費1項総務管理費及び2項介護認定審査会費は、人事院勧告の増額改定に伴う補正となります。

10ページ、3款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費は、人事院勧告の増額改定等に伴う補正となります。

11ページにわたる5款予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源補

正となります。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

2款分担金及び負担金1項1目認定審査会負担金は、歳出1款の増額に伴う補正となります。

6ページにわたる4款国庫支出金2項3目地域支援事業交付金は、歳出3款の増額に伴う補正となります。

6款道支出金2項2目地域支援事業交付金は、歳出3款の増額に伴う補正となります。

7ページにわたる7款繰入金は、歳出1款及び歳出3款の増額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ226万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2006万5000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。8ページをお開きください。8、9ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第7、議案第4号 令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 議案第4号朗読

議案第4号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）について

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

安平町長 及川 秀一郎

（提案理由）

給与改定により、令和7年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第4号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では支出の第1款第1項営業費用について、人事院勧告に伴う給与改定に基づき127万1000円を補正予定額として追加計上しています。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第3条では、退職手当組合負担金を除く職員給与費124万6000円を補正予定額として追加計上しています。

令和7年11月28日提出

安平町長 及川 秀一郎

それでは今回の補正予算について、2ページの令和7年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第3号により詳細をご説明致します。

収益的支出につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により給与費の補正を行うもので、1款水道事業費用は1項2目配水及び給水費1節給料2節職員手当等及び3節法定福利費について75万円を追加補正するものとなります。この補正額につきましては、説明欄に記載のとおり人事院勧告に伴う給与改定による増額補正となります。3目総係費につきましても人事院勧告に伴う給与改定による追加補正となり、1節給料、2節職員手当等及び3節法定福利費について52万1000円を増額補正するものとなります。

なお、1ページの令和7年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第3号

につきましては、只今説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本案について第1条の総則から第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第8、議案第5号 令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

[佐々木下水道担当課長挙手]

○議長（多田政拓君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 議案第5号朗読

議案第5号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

安平町長 及川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和7年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙の補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第5号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

第2条では支出の第1款第1項営業費用について、人事院勧告に伴う給与改定により116万2000円を補正予算額として追加計上しています。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第3条では、職員給与費110万9000円を補正予定額として計上しています。

令和7年11月28日提出

安平町長 及川秀一郎

それでは今回の補正予算について、2ページの令和7年度安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第3号により詳細を説明致します。

収益的支出につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により給与費の補正を行うもので、1款下水道事業費用1項1目管渠費1節給料から3節法定福利費及び9節賞与引当金繰入額まで89万5000円を追加補正するものです。

この補正額につきましては説明欄に記載のとおり、人事院勧告による増額補正となります。3目総係費につきましても人事院勧告に伴う追加補正となり、1節給料から3節法定福利費及び17節賞与引当金繰入額まで26万7000円を増額補正するものとなります。

なお、1ページの令和7年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画第3号につきましては、只今説明致しました補正予算額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本案については第1条の総則から第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のと

おり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上で本臨時会に付託された案件の審議は全て終了しました。会議の議事運営にご協力賜り厚く御礼を申し上げます。
以上をもちまして、令和7年第7回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前11時22分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員